

第6章 公共施設再配置の視点



第6章 公共施設再配置の視点

「公共施設の再配置」とは、中長期的視点に立って、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を考えることをいいます。

公共施設再配置計画(仮称)は、道路や上下水道の基盤施設などを除く、すべての公共施設を対象として、適切な施設配置と効率的な管理運営に向けた見直しを行います。また、既存施設を有効活用する新たな枠組みづくりなどによって、施設の総量を抑制しつつ、新たなニーズに対応するために必要となる施設の規模と機能の確保に向けて、計画的に取り組みます。

この計画の策定に当たっては、本市の公共施設のあり方、方向性に関して次の5つの総合的な視点から検討を進めることとします。なお、視点の概要は、次ページ以降に記載したとおりです。

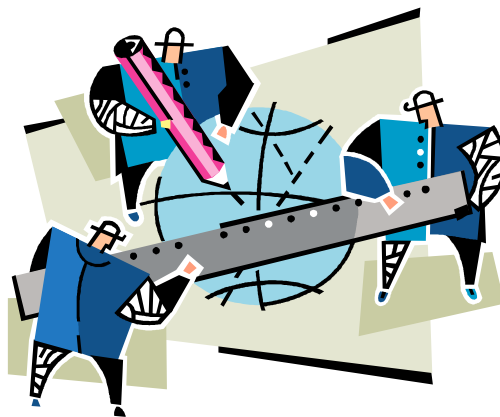
視点1 将来を見据えた施設配置

視点2 公共施設の多機能化と統廃合

視点3 効率的・効果的な管理運営

視点4 施設の長寿命化と計画的な施設整備

視点5 低・未利用地の有効活用



視点1 将来を見据えた施設配置

1 量から質への転換

本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。

今後は、建物としての施設だけに目を向けるのではなく、「施設を設けなければ提供できないサービスであるのか」の視点から、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めます。

2 柔軟な施設の配置区分

施設の再配置にあたっては、旧町村の行政区域や小中学校区、大字などに基づき、すべての地域に等しく配置するという考え方を切り替え、施設の機能や性質、施設間の距離や交通利便性、地形等から施設の過不足や配置バランスを検討します。さらに、市域を超えた広域的な利用範囲も視野に入れた柔軟な配置を検討します。

なお、幼稚園や小中学校の学校教育施設は、地域性を考慮しつつ、原則として最低限 1 学年 2 学級の規模を確保することとし、今後の園児や児童・生徒数の推計に基づき、施設配置を検討します。

3 施設評価に基づく配置の方向性

施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化・耐震性の状況、改修・建替え等の将来負担などの分析、さらに施設規模のスケールメリット(規模を大きくすることで得られる効果)や提供サービスの将来需要を含めた評価を行い、施設配置の方向性と検討事項を示した上で、具体的な実施方策を検討します。

(施設評価の項目)

- * 施設設置目的の達成状況及び将来的な施設の必要性
- * 利用者一人当たりのコスト
- * 効率的な施設運営が可能となる利用者、対象者数の算定
- * 施設の耐震性、老朽化の状況及び最小限のコストで使用可能な年数
- * 法令等の規制及び規制緩和の状況
- * 他の機能による代替の可能性

視点2 公共施設の多機能化と統廃合

1 既存の枠組みを超えた施設の多目的利用

既存の枠組みによる分類や仕分けをなくし、全市的、総合的な視点から、施設や設備等の共用による多目的な利用の可能性や効果について検討し、柔軟性を持った施設活用による多機能化を進めます。

2 設置効果の低い施設の統廃合

施設評価において設置効果が低いとされる施設については、原則的に統廃合の対象とします。その際には必要な機能を周辺公共施設等に確保することや代替サービスの提供によって、サービスが低下しないよう努めます。

なお、廃止する施設は、他用途への転用を検討し、その必要性がない場合には、売却や代替地として活用します。また、地域の集会施設等としての利用が多く地域と密着した施設は、地元への譲渡を基本とします。

3 地域コミュニティ拠点の総合化

市民に最も身近な公共施設である公民館や小中学校等については、地域における役割、あり方を位置付けた上で、周辺の公共施設を積極的に取り込み、まちづくり支援機能や地域コミュニティの拠点とする総合化を進めます。

* 公民館の総合的な施設への移行

公民館においては、本来の生涯学習機能に加え、連絡所機能などの様々な機能が併設されています。今後は併設ではなく、施設形態を新たに、地域コミュニティのための総合的な施設への移行を検討します。

* 小中学校の多目的な利用

公民館の総合的な施設への移行と連携し、学校教育に支障のない範囲で、現在の学校開放事業の取組みを拡充して、地域施設としての利活用に取り組みます。



視点3 効率的・効果的な管理運営

1 効率的な施設サービスの提供

行政目的の達成のために必要性の高い施設サービスであっても、施設の設置や運営に必要な経費の多くが市民の税金によって賄われており、貴重な予算を際限なく投入するわけにはいきません。

このため、施設の設置目的や業務内容等を整理した上で、民間活力の活用や受益者負担の適正化を推進します。

2 民間活力の積極的な活用

民間の知識やノウハウを活用することによって、サービスの向上やコストの削減が図られる施設については、民間事業者等を活用することによる効果と課題、公的関与の必要性等を検証した上で、指定管理者制度の導入や民間施設への移行など、PPP(公共サービス民間開放)の活用を進めます。

特に、地域団体や公益法人、その他公的な団体の運営がふさわしい施設は、団体が主体となった運営や施設の譲渡等を積極的に進めます。

また、直営での運営が望ましい施設においても、民間委託すべき業務を抽出し、課題を整理しつつ業務委託を進めます。

3 適正な受益者負担の推進

施設を多く利用する人と利用頻度の低い人との負担の公平性を保つ観点から、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較検討し、適正な受益者負担となるよう施設使用料や手数料等を見直します。なお、同一目的や類似の施設にあっては、原則として適用区分や基準等の統一化を図ります。

また、受益者が明らかな個別のサービスでありながら、無料又は減額としている使用料等については、その妥当性を検証し、負担の公平性を確保します。

4 利用者の視点に立った施設運営

多くの市民が利用しやすい施設とするため、利用者の意向や実態、費用対効果などを的確に把握し、開館時間や開館日などについて、柔軟かつ弾力的に対応することによって利用率や稼働率の向上に努めます。

また、利用者を限定していた施設については、法令等による制限や施設の運営状況から設置目的外の活用が不適当な場合を除き、施設の運用方法や利用要件等の見直しを行い、利用制限の緩和・廃止を進めます。

視点4 施設の長寿命化と計画的な施設整備

1 計画的な予防保全による施設の長寿命化

建替え等に伴う建設コストを軽減するためには、一つひとつの施設をできる限り長く利活用することが必要となります。

従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、定期的な点検や耐震性・劣化度調査等に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換し、施設の安全性や快適性も確保した施設の長寿命化を図ります。

なお、老朽化した施設は安易に補修や建替えをせずに、施設の存続期間や将来的な需要を踏まえたうえで、大規模なリフォームや施設廃止などを視野に含めた検討を行います。

2 建替え等に伴う新たな複合施設の整備

増改築等による施設整備を行う場合には、多様なサービスを一つの施設の中で提供できるよう、施設の複合化・多機能化を進めることを基本とするとともに、将来の利用形態の変更に対応できる構造・仕様とします。

3 計画的な大規模施設の改修や建替え

多額の費用が必要な学校施設や庁舎等の大規模な施設の改修や建替えについては、早い段階から個別に検討組織等を設置し、施設のあり方やPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)等の整備手法、その後の管理運営手法などを含めた新たな事業手法について十分な検討を行い、計画的な施設の更新に取り組みます。

また同時に、財産の売却などで得られる収入や一般会計から一定額を施設整備基金として積み立てるなどにより、施設更新時の財源確保を図ります。

4 コスト低減を優先した設計

施設の建替え及び改修に当たっては、イニシャルコストとランニングコストを常に意識するとともに、部材や機器は、将来においても入手が容易な市販の規格品を使用し、又は省エネルギータイプを導入するなど、ライフサイクルコスト(設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用)の低減を優先することに取り組みます。

また、施設管理において蓄積したノウハウを取り入れた設計の標準仕様を作成し、長期にわたる全庁的な取組みとなるように努めます。

視点5 低・未利用地の有効活用

低・未利用地の整理、既存の土地や建物の活用

将来的に行政需要が見込まれない市有地は、賃貸や売却等を行うことにより歳入の確保に努め、施設の改修や改築費用に充てることとします。

また、新たに用地確保が必要な施設整備や基盤整備を行う場合は、原則的に周辺施設を集約することによる跡地の売却益や未利用地を有効活用するなど、市有財産の資産活用を図ることによって財源を捻出することとします。

